

○總務省令第七十五号

省令

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

規定の傍線を付した部

令和三年八月三日

改 正 後	附 則	第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができること。
〔3～5 略〕	2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十九年十一月三十日（総務大臣が別に告示する条件に適合する場合については、平成二十九年十一月三十日）までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。	2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十九年十一月三十日（総務大臣が別に告示する条件に適合する場合については、平成二十九年十一月三十日）までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。
〔3～5 同上〕	2 同上	2 同上
第五条 この省令の施行前に行われた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条	第五条 この省令の施行前に行われた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条	第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」といいう。）を受けている無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

において「技術基準適合証明等」という。又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認(以下この条において

において「技術基準適合証明等」という。)又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認(以下この条における

いと車に「技術基準適合自「確認」という、
により表示が付された無線設備（特定無線
設備の技術基準適合証明等に関する規則の
一部を改正する省令（平成十七年総務省令会
議五百七十九号）による改正前の証明規則第
二条第一項第十一号から第十一号の八まで
の無線設備を除く。第四項及び第五項にお
いて同じ。）の表示については、当分の間、
なおその効力を有する。

いて単に「技術基準適合」（「確認」という）により表示が付された無線設備（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百五十七号）による改正前の証明規則第二条第一項第一号から第十一号の八まで）の無線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。）については、平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていない

備考 表中の「」の記載は注記である

[236 同上]

[1]

この省令による改正後の無線設備規則の一部を改正する省令（次項において「改正後平成十七年改正省令」という。）附則第三条第一項、第一項及び第四項の規定によりなお從前の例によることとされる無線設備並びに平成十七年改正省令附則第五条第一項及び第四項から第六項までの規定によりなおその表示の効力を有することとされる無線設備であつて、この省令による改正前の無線設備規則の一部を改正する省令（次項において「改正前平成十七年改正省令」という。）による改正後の無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の規定に適合しないものについては、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる。

この省令の施行の際現に改正前平成十七年改正省令附則第三条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けた無線局であつて、改正前平成十七年改正省令による改正後の無線設備規則の規定に適合しない無線設備の使用について、令和四年十一月三十日までとする旨の免許の条件が付されているものは、当該条件が付されていないものとみなす。この場合において、当該無線設備の使用については、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる旨の条件が付されているものとみなす。

告示

○總務省告示第二百七十九号

第五条 この省令の施行前に行われた法第三

第五条 この省令の施行前に行われた法第三

35 略

適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条

具体的な確認の方法
令和三年八月三日

総務大臣 武田 良太

新スプリアス規格への移行期限の延長

1. 改正背景

総務省では、ITU憲章で定める無線通信規則の改正を受けて、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値を改正し、平成17年12月1日から新たな許容値(以下、「新スプリアス規格」という。)を適用するとともに、改正前の許容値(以下、「旧スプリアス規格」という。)を令和4年11月30日まで適用可能とする経過措置を設定。

これまでに、国内の無線局(携帯電話等の包括免許局等を除く。)の約8割にあたる約215万局が新スプリアス規格への移行を完了しているが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、設備製造や移行作業に遅れが生じている。このため、引き続き、新スプリアス規格への移行を継続し各免許人等へ働きかけを行う一方、このような社会経済情勢に鑑み、新スプリアス規格への移行期限の延長を行うもの。

2. 改正概要

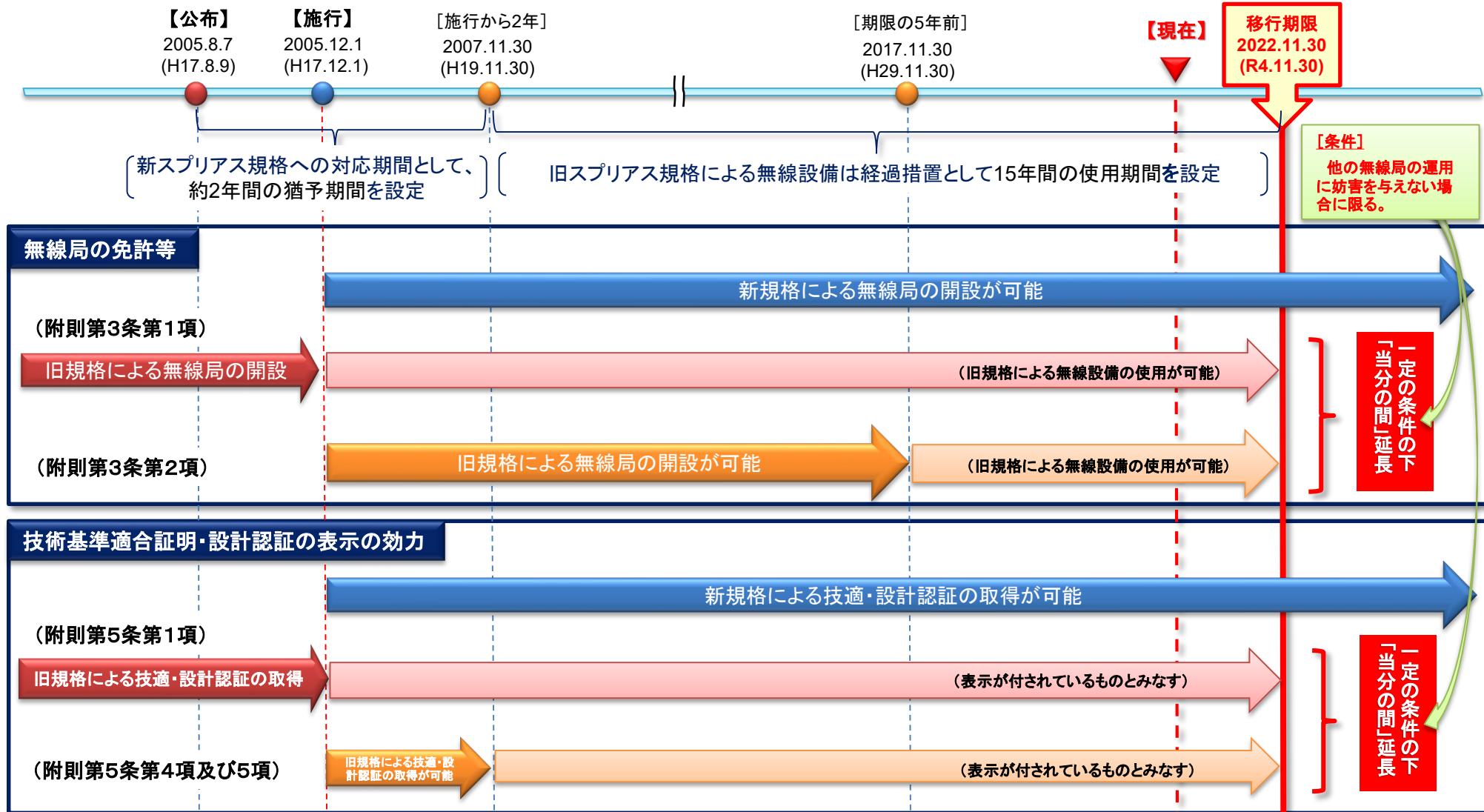
無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令119号)の附則第3条及び第5条の一部を改正。

＜改正ポイント＞

- ① 附則第3条の旧スプリアス規格による無線設備の技術的条件及び第5条の適合表示無線設備の表示の効力に係る経過措置期限を「令和4年11月30日」から「当分の間」へ改正を行う。
- ② 本改正省令の附則において、新スプリアス規格に移行していない無線局の無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる旨の条件を設けるとともに、既存無線局の免許状に記載された使用条件の読み替え規定を設ける。

スプリアス規格の経過措置と今回の省令改正イメージ

- 新スプリアス規格への移行期限について「令和4年11月30日まで」を「当分の間」に延長する。
- 令和4年12月1日以降の旧スプリアス規格の無線設備の使用は、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る」旨の条件を設ける。



今回の省令改正の考え方

(1) 新スプリアス規格への移行期限の延長

新型コロナウィルスの拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしている。例えば、設備の更新に係る工事の遅れや機器の調達の遅れなどの影響が出始めており、各無線局の新スプリアス規格への移行については、これまで、約8割の無線局が移行を完了しているが、前述のとおり新型コロナウィルス等のため、計画通りの移行が困難な旨の要望・要請が寄せられたところである。

このような状況に鑑み、新型コロナウィルス感染症の拡大といった予見が困難な事態において無線局免許人等の利益を確保するとともに国民の社会経済活動に影響がないよう旧スプリアス規格の無線設備の使用期限を「当分の間」とする改正を行うこととするものである。

なお、現時点において、新型コロナウィルスの収束の時期や経済が回復するまでの期間が予断をもって判断できないことから「当分の間」とし、今後、社会経済情勢の変化や機器の買い換え等による新スプリアス規格に適合する無線設備への移行等を総合的に判断し、移行期限を見直していくこととするものである。

(2) 旧スプリアス規格の使用条件

今般の改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアス規格への移行期限を延長するものであり、新スプリアス規格への移行は継続するものである。

早期に新スプリアス規格への移行を引き続き促進していくため、改正省令の附則において、旧スプリアス規格による無線設備を使用する無線局に対しては、「令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができます。」旨の条件を附すこととし、当初の移行期限以降における無線設備の使用に一定の制約を設け、新スプリアス規格による無線局の運用に比べてその位置付けを劣位とする。

(3) その他(既存無線局の免許状の条件の扱い)

今般の改正省令の附則において、既存の無線局の免許状に付されている旧スプリアス規格の使用期限の条件は、付されていないこととみなすとともに、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない旨の条件が付されていることとみなす規定を設けることにより、改正に伴う特段の対応を不要とし、今後、無線局の変更や再免許時等において新たに免許状を発給する際にそれらの条件が書き換えられることとなる。